



2025年5月16日

各位

会社名 株式会社昭和真空
代表者名 代表取締役執行役員社長 田中彰一
(コード: 6384)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉山茂紀
電話番号 042-764-0392

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月16日開催の取締役会において、2025年6月24日開催予定の第67回定時株主総会に、下記の定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株主総会の運用に柔軟性を持たせるために現行定款第14条（招集権者および議長）の株主総会における議長を社長から代表取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、 <u>社長</u> が議長となる。 <u>社長</u> に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、代行者が議長となる。	第1条～第13条 (現行どおり) (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ② 株主総会においては、 <u>代表取締役</u> が議長となる。 <u>代表取締役</u> に事故がある時は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、代行者が議長となる。
第15条～第50条 (条文省略)	第15条～第50条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年6月24日

定款変更の効力発生日 2025年6月24日

以上